

基安発0316第8号
平成24年3月16日

大臣官房国際課長 殿

労働基準局安全衛生部長
(公印省略)

インジウム化合物等3物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しに関する
WTO事務局への通報について (依頼)

貿易の技術的障害に関する協定 (WTO・TBT協定) の趣旨を踏まえ、標記の件に関し、下記について外務省への通報方依頼する。

記

- 1 同協定第2条第9.1に基づき、別添1につき、通商弘報に掲載する件
- 2 同協定第2条第9.2に基づき、別添2につき、WTO事務局へ通報する件

(別添1)

規格・基準などの事前意図公告

[この公告は、TBT協定第2条9.1に基づくものです。]

インジウム化合物等3物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

下記のとおり、労働安全衛生法関係法令の一部を改正する予定ですのでお知らせします。
本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出下さい。

(電話による意見の提出は御遠慮下さい。)

なお、御意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

インジウム化合物等3物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて

2. 対象品目

インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその化合物並びにこれらを含む製剤その他の物

3. 趣旨

対象品目の製造又は取扱いにおける労働者の健康障害を防止するため、事業者に必要な対策を義務付ける。(詳細は別紙のとおり)

4. 施行予定日

未定

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話番号：03-5253-1111 (内線 5511)

FAX 番号：03-3502-1598

6. 意見提出期限

WTO 事務局から配布された後 60 日間

(1) インジウム化合物及びこれを含有する製剤その他の物について

インジウム化合物及びこれを含有する製剤その他の物について、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第3の第2類物質に係る措置義務である、発散抑制措置を講ずること、作業環境測定を行うこと、作業場を清掃することなど、労働者の健康障害を防止するための措置を、当該物を製造し、又は取り扱う事業者に対し義務付ける。

また、当該物を譲渡し、又は提供する者に、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第57条に基づく容器又は包装への名称等の表示を義務付ける。

加えて、インジウム及びその化合物を含有する製剤その他の物を譲渡し、又は提供する者に、労働安全衛生法第57条の2に基づく名称等の通知が義務付けられる当該物の範囲を、他のがん原性物質と同様の範囲とする。

(2) エチルベンゼン及びこれを含有する製剤その他の物について

エチルベンゼン及びこれを含有する製剤その他の物について、労働安全衛生法施行令別表第6の2に掲げる物質に係る措置義務である、発散抑制措置を講ずること、作業環境測定を行うことなど、労働者の健康障害を防止するための措置を、当該物を用いて塗装業務を行う事業者に対し義務付ける。

また、当該物を譲渡し、又は提供する者に、労働安全衛生法第57条に基づく容器又は包装への名称等の表示を義務付ける。

(3) コバルト及びその化合物並びにこれらを含有する製剤その他の物について

コバルト及びその化合物並びにこれらを含有する製剤その他の物について、労働安全衛生法施行令別表第3の第2類物質に係る措置義務である、発散抑制措置を講ずること、作業環境測定を行うこと、作業場を清掃することなど、労働者の健康障害を防止するための措置を、当該物を製造し、又は取り扱う事業者に対し義務付ける。

また、当該物を譲渡し、又は提供する者に、労働安全衛生法第57条に基づく容器又は包装への名称等の表示を義務付ける。

なお、労働安全衛生法関係法令は、次のURLにおいて入手できる。

労働安全衛生法(英文)

http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/01_occup/index.html

労働安全衛生法施行令(英文)

http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/02_enf/index.html

特定化学物質障害予防規則(英文)

http://www.jniosh.go.jp/icpro/jicosh-old/japanese/country/japan/laws/03_rel/08_selected_chemicals_reg/index.html

(別添2)

項 目	内 容
1. 国名	日本国
2. 所管課	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
3. 協定根拠	第2条第9.2
4. 対象品目及び関税番号	インジウム化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその化合物並びにこれらを含む製剤その他の物
5. 件名	インジウム化合物等3物質に係る労働安全衛生法関係法令の見直しについて
6. 内容	対象品目の製造又は取扱いにおいて、当該物質のガス、蒸気又は粉じんの発散を抑制する設備の設置等事業者が労働者の健康障害防止に必要な対策を義務付ける。
7. 目的	有害な化学物質による労働者の健康障害を防止するため労働安全衛生法関係法令を改正するものである。
8. 関係文書	労働安全衛生法令、改正された時に官報に公示する。
9. 制定予定日及び実施予定日	制定予定日：未定 実施予定日：未定
10. 意見提出期限	平成24年〇月〇日（WTO事務局から配布された後60日間）
11. 資料入手先	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質評価室 住所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 +81-3-5253-1111（内線5511） FAX +81-3-3502-1598